

ほっかいどう矯正だより

第11号（令和4年3月28日）

令和3年度は大変お世話になりました。令和4年度もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、更生支援企画課の広報誌「ほっかいどう矯正だより」第11号のテーマは、**北海道庁における再犯防止の取組の紹介**です。

北海道庁では、「再犯の防止等の推進に関する法律」を踏まえ、令和3年3月に「**北海道再犯防止推進計画**」を策定しました。計画策定に至るまでの経緯や、策定後の取組について、道の担当者である古川主幹にお話を聞きました。



北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）

北海道におけるこれまでの取組を教えてください。

北海道では、北海道地方更生保護委員会や札幌矯正管区など国の関係機関や市町村などと連携し、毎年7月の「社会を明るくする運動」強調月間にパネル展や各種広報活動に取り組みなど、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深めるための取組を進めてきました。

また、平成30年度から3か年、国の「地域再犯防止推進モデル事業」を活用し、関係機関の皆様のご協力を頂きながら、地域でのネットワークづくりや再犯防止の理解促進などに取り組み、その結果を踏まえ、令和3年3月に「北海道再犯防止推進計画」を策定し、現在、計画に基づき取組を進めているところです。



古川 悟一さん

北海道環境生活部

くらし安全局道民生活課 主幹

※撮影のためマスクを外しています

今年度の取組はいかがでしたか。

犯罪をした人等の社会復帰に向けては、これらの人達が孤立せず再び地域社会を構成する一員となれるよう、周囲の人々の理解と協力が必要です。

このため、計画の初年度にあたる令和3年度は、「社会を明るくする運動パネル展」や保護司の活動をテーマとした「北海道再犯防

止推進フォーラム」の開催など、道民の皆様
に再犯防止への理解を深めていただくための
取組を行いました。

また、犯罪をした人等が抱える様々な生き
づらさなどの課題を関係機関が連携し社会全
体で解消していくため、市町村をはじめ支援
に携わる機関との情報の共有や連携を深める
ことを目的とした各種会議を開催しました。

今後の取組について お聞かせください。

令和元年に道が実施した道民意識調査では、
犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思
う人の割合が4割以下に留まっているなど、
更生保護や再犯防止の取組に関する理解や関
心が十分に深まっているとはいえない状況に
ありますので、まずは道民の皆様にも、更生保
護や再犯防止の取組に理解をいただけるよう
な広報・啓発活動に継続的に取り組んでまい
ります。

また、犯罪をした人等の支援が適切に行わ
れるよう、市町村や支援に携わる関係機関・
団体が行っている各種住民サービスや支援に
円滑につなげていくため、引き続き、連絡会
議などのネットワークを活用して、国・道・
市町村・民間活動団体など関係機関相互の連
携強化に取り組んでまいります。

道民の皆様にも メッセージをお願いします。

道としては、ソーシャルインクルージョンの
考え方も踏まえ、犯罪をした人等が社会で
孤立することなく、再び社会を構成する一員
として地域で生活することを目指して様々な
取組を進めており、道民の皆様におかれまし
ても、引き続きご協力くださいますよう、ど
うぞよろしくお願い申し上げます。



▲北海道庁 1Fロビーで開催された
社会を明るくする運動パネル展

インタビューを終えて

私たち更生支援企画課としても、
北海道庁やその他関係機関の皆様
と連携させていただき、より一層、
再犯防止施策の推進に取り組んで
いくことを再確認できました！

地域における再犯防止推進
のお手伝い（「**地方再犯防止
推進計画**」策定や啓発イベン
ト・研修など）は、是非、札
幌矯正管区更生支援企画課に
お任せください！



本紙に関するお問合せ

法務省 札幌矯正管区 更生支援企画課

〒007-0801

北海道札幌市東区東苗穂1条2丁目5番5号

TEL 011-783-5021（直通）

FAX 011-780-2207

メール：1.sapporokyousei.6cc@i.moj.go.jp

本誌バックナンバーは
札幌矯正管区フロントページに
掲載しております。
是非ご覧ください。

フロントページQRコード▶



ほっかいどう矯正だより

第12号（令和4年11月28日）

特集『特別調整の今』第1回 福祉専門官へのインタビュー

昨今、日本の社会における問題として、高齢化が進んでいることが言われています。それは刑務所においても同様であり、刑務所内での高齢化（矯正では、一般的に65歳以上を高齢者としています。）も進んでいるところです。また、知的・発達・身体に障害を抱えた受刑者も少なくありません。そのような受刑者（障害については、少年院に収容されている少年も）に対し、福祉的支援を行える施設に帰住させようという取組、「特別調整」制度が開始され、10数年が経過しました。

そこで本年度は、「特別調整」制度について、3号にわたって特集することとし、「特別調整」制度にそれぞれの立場（地域生活定着支援センター、刑務所、保護観察所）で携わられている方々から、思うところについて伺いし、「特別調整」制度の今後の展開・展望について概観してみたいと思います。

本号では、第1回として、**函館少年刑務所 福祉専門官 土田 芽生子さん**にインタビューをしましたので、どうぞ御覧ください。

1 現在の仕事に携わるようになったきっかけ

高校時代にボランティア活動に参加して障害について学んだ経験から、保育士の資格も取得できる福祉系の大学に進学しました。

卒業後、地元の函館に戻り、高齢の知的障害者施設、保育園、託児所、訪問介護等の現場で勤め、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を取得できたことを機に函館少年刑務所の求人に応募しました。

実は、少年を収容できるものの少年がほぼいないことや、80代の高齢者まで少年刑務所に収容されているなどとは知らず、採用面接で「保育士資格を生かし、少年の改善更生に貢献したい」と述べてしまいましたが、子供から高齢の方まで接してきた経験は、今の業務に役立っていると思っています。

2 長年、特別調整の業務に携わってきた感想

受刑中から地域生活定着支援センターに関与していただき、福祉サービスと出所後の支援者につなぐことができる特別調整は、円滑な社会復帰のためにはなくてはならないと思います。

そのため、一人でも多く調整につなげたいのですが、衣・食・住が担保されている受刑生活の中で特段支障なく生活が送れていれば、何かしらの障害が疑われても福祉支援の必要性が表面化しない場合があったり、二度と受刑したくないという思いは持っていても、出所後に制約を受けたくないと考えて支援を拒否する人もおり、年々手厚い福祉支援が可能となってきた実感はありますが、同意が得られなければ福祉につなげることができないもどかしさも感じています。

3 特に印象に残っている事例

当所では、これまでに66人の特別調整対象者が出所しています。特に印象に残っているのは、精神年齢9歳と判定を受けた統合失調症に罹患している40歳代の知的障害者のケースです。幻聴や幼少期の交通事故で片麻痺となり身体の不自由さもあいまって、いらいらしたときの感情表出が「うるせえ、馬鹿野郎」などの暴言や、ガラスを割ってしまうなどの粗暴行為となってしまう、面接もままならず調整が難航しました。

子供に語り掛けるように伝えてみたり、面接ができないときは書面で本人の意向を確認したり、また、受刑前に関与していた福祉関係者や行政機関などに参加いただき、地域生活定着支援センターが中心となって検討会を開催するなど様々な試みをしたことを覚えています。

出所間際まで入院治療も含めて検討がなされていた中、受入施設が決まり、無事に出所の日を迎えられたときは安堵しましたし、このケースに限らず、多くの福祉・医療関係者に支えられ、出所後数年経過しても地域で生活できていると聞いたとき、支援に欠かせられた喜びを感じます。

4 特別調整の今後に期待すること

刑法改正案可決により拘禁刑の創設が盛り込まれ、受刑者の特性に応じて刑務作業のほか再犯防止に向けた指導や教育プログラムなどが実施可能となると聞いています。

今後、刑務所が受刑者の特性に合った柔軟な処遇をすることで、特別調整に限らず、受刑者の社会復帰に向けた支援の充実が図りやすくなることを期待しています。

道民の皆様、関係機関の皆様におかれましては、切れ目ない支援の実現のため、より一層の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

土田 芽生子 さん

函館少年刑務所 福祉専門官



※撮影のためマスクを外しています

次号：特集『特別調整の今』第2回 予定

本紙に関するお問合せ

法務省 札幌矯正管区 更生支援企画課

〒007-0801

北海道札幌市東区東苗穂1条2丁目5番5号

TEL 011-783-5021 (直通)

FAX 011-780-2207

メール：1.sapporokyousei.6cc@i.moj.go.jp

本誌バックナンバーは
札幌矯正管区フロントページに
掲載しております。
是非御覧ください。

フロントページQRコード▶



ほっかいどう矯正だより

第13号（令和5年1月25日）

特集『特別調整の今』第2回 社会復帰対策官へのインタビュー

「特別調整」制度が開始されて10数年が経過した今、本年度は「特別調整」について特集していますが、本号では、第2回として、**札幌保護観察所 社会復帰対策官 伊野 裕 樹さん**にインタビューをしましたので、どうぞ御覧ください。

1 現在の仕事に携わるようになったきっかけについて

平成20年から保護観察官になりました。令和4年4月から、特別調整担当の統括保護観察官となりましたが、これまでも地区担当と併任しながら特別調整を担当することは何度かあり、その時には、個別のケースに深く関わっていました。現在は、個々のケースに直接関わることは減り、業務全体を統括する立場として特別調整と関わっています。

2 特別調整の業務に携わってきた感想

普段、保護観察官が関わるのは仮釈放等で保護観察になった方がメインで、その場合は保護司さんや関係機関と協力して業務に当たっています。

それに対し、特別調整の方は満期釈放になる方が多いので、保護観察対象者とは異なる問題点を数多く抱えています。特別調整の対象者は、高齢や障害を有している上、帰住先がないことから、その調整の相手方は、地域生活定着支援センター、福祉事業者の方々となります。その際、福祉の専門家の方々の知識や技術に触れさせていただけるところが、他の保護観察業務とは異なる魅力を持っているように思っています。

伊野 裕 樹 さん

札幌保護観察所
社会復帰対策官



※撮影のためマスクを外しています

3 特に印象に残っている事例

個別の事例というわけではありませんが、受刑中、特別調整の対象者としてグループホーム等の帰住先調整に積極的だった人も、いざ釈放されて自由の身になると、約束を守れなくなる人も多く、それまで協力いただいていた民間の福祉施設関係者の方々等に御迷惑をお掛けすることがとても心苦しく、悩ましいと思うことも少なくありませんでした。

4 特別調整の今後に期待すること

常日頃、福祉関係者の方々は意欲や熱意がある方が多いと感じています。一昔前までは、福祉関係者にとって出所者の支援など縁遠い話だったはずですが、この十数年で、地域生活定着支援センターや関係機関から受ける支援は充実の一途をたどり、これに連れて、社会全体の理解もかなり進みました。また、福祉側の熱意の高まりに連れ、矯正（刑務所、少年院）側にも協力していただける分野も拡充し、特別調整全体に広がりや深みが出てきており、制度そのものが成長していると感じています。

矯正（刑務所、少年院）も保護も対象者と関わる期間が限られていますが、福祉関係者の方々は、その支援をずっと継続していかなければならない立場にあります。将来、何とか福祉関係者の方々をバックアップするような制度や体制が整えば良いなと思っています。

お知らせ

第65回（令和4年度）管内被收容者 美術・文芸等コンクール入賞作品展



※過去の様子

日：令和5年2月17日～18日
場：札幌駅前通地下広場
（チ・カ・ホ「憩いの空間」）
詳しくはフロントページ（右）まで

次号：特集『特別調整の今』第3回 予定

本紙に関するお問合せ

法務省 札幌矯正管区 更生支援企画課

〒007-0801

北海道札幌市東区東苗穂1条2丁目5番5号

TEL 011-783-5021（直通）

FAX 011-780-2207

メール：1.sapporokyousei.6cc@i.moj.go.jp

本誌バックナンバーは
札幌矯正管区フロントページに
掲載しております。
是非御覧ください。
フロントページQRコード▶



ほっかいどう矯正だより

第14号（令和5年3月15日）

特集『特別調整の今』第3回

「特別調整」制度が開始されて10数年が経過した今、本年度は「特別調整」について特集していますが、本号では、第3回として、令和4年安全安心なまちづくり関係功労者表彰を受賞した、**北海道地域生活定着支援センター 統括コーディネーター 石井 隆さん**にインタビューをしました。

石井 隆さん

北海道地域生活
定着支援センター
統括コーディネーター



※撮影のためマスクを外しています

1 現在の仕事に携わるようになったきっかけについて

北海道地域生活定着支援札幌センター（以下「定着」という。）に移る以前、私は、ある障害者支援施設の施設長をしていたのですが、当時、その施設に通う一人の少女が、突然、殺人未遂で逮捕され少年院送致になるという出来事がありました。そして、その子の出院後の受入先の調整にも関与することになり、引き受けてくれそうな施設に対して次々と連絡したものの色よい返事は全くなく調整は難航を極めました。私は、矯正施設の収容歴があることが、想像していた以上に調整の障壁となる現実と直面し大きなショックを受けました。以来、こういう人たちこそ、福祉がきちんと受け止めなければならないという思いを強め、平成24年に定着への道に進む決意を固めました。

2 特別調整の業務に携わってきた感想

平成24年は、定着が開設されてまだ2年目だったこともあり、全てが手探りの状態でした。定着に移ってまず私が驚いたのは、社会福祉法人が運営する施設に出所者が受け入れられていた実績がほとんどなかったことでした。これではいけないと考え、最初の1年は、定着の職員を連れて道内の各福祉施設を訪問することに注力し、個々の福祉施設の実情を教えてもらいながら、道内の福祉施設に定着の役割を理解してもらうことに努めました。そのかいもあって10年近く経過した今では、定着の存在も幅広く認知されるようになり、社会福祉法人が運営する施設に出所者が帰住する実績も大幅に増えました。また、私が定着に移った当時の対象者は窃盗犯の者が多かったのですが、近年は殺人や放火などの重大事件を犯した者が増加している気がします。また、発達障害を有する者も増えるなど、特別調整の果たすべき役割や対象が拡大する一方で、個々の調整が難航する事例も増加傾向にあると実感しています。

3 特に印象に残っている事例

私が定着に来て本当に良かったと思うのは、関東医療少年院（現東日本矯正医療・教育センター）に入所していた少年のケースを取り扱ったことです。出院後、北海道に帰ることを希望していたため在院中に面接に行きましたが、頻繁にパニックを起こし食事なども投げてしまうため、紙皿や紙コップを使っているような状況でした。当時、児童相談所の担当者は、その少年が15歳に達していたため成人の障害者支援施設への帰住を検討していましたが、私の見立てでは、その少年には、重度の知的障害や発達障害だけでなく愛着の問題が横たわっており、児童施設の方がふさわしいと感じたため、道内の児童施設にくまなく打診したところ1軒だけ受け入れてもらえる施設が見つかりました。出院後の生活も大変だったのですが、児童施設の職員さんが愛情深く接してくださったこともあり、10年近くたった今も再犯することなくグループホームで生活し、就労継続支援B型にも通っています。

4 特別調整の今後に期待すること

一つ目は、高齢化への対応を急ぐことです。被収容者の高齢化は年々加速しており、認知症や脳梗塞り患後の障害が残っている方が増えてきています。初期の段階で本人と話し合っ、成年後見制度を利用するなどの対応を急がないと、2～3年後には調整そのものが成り立たないケースも増えてくるような気がしています。

二つ目は、入口支援を充実させることです。近年、定着では受刑者等の出口支援（特別調整等）だけではなく入口支援（被疑者等支援事業）にも力を入れており、検察庁、保護観察所、定着の3者で定期的な話し合いを重ねていますが、今後、北海道や拘置所にもこれに加わってほしいと考えています。出口支援に比べて在所期間の短いことがネックになりやすく、もし、拘置所側から、対象者の心身の状況、服薬の内容等に関する情報をもらうことができれば受入れ施設の選定等が迅速に進み、また、釈放時の携行薬について出口支援並みの配慮をしていただければ受入れ施設側の負担もかなり軽減されます。入口支援の推進には、拘置所の協力が欠かせないと思っています。

特集を終えて

いかがだったでしょうか。本年度は3号にわたって、各々の立場で特別調整に携わっている方々にお話を伺いました。黎明期から御苦労や工夫を重ねてきたことで現在の安定運用に繋がっているわけですが、お話を聞いていると、まだまだやれることはありそうですので、関係する皆様と協力しつつ、特別調整を進めていければと思います。

本紙に関するお問合せ

法務省 札幌矯正管区 更生支援企画課

〒007-0801

北海道札幌市東区東苗穂1条2丁目5番5号

TEL 011-783-5021（直通）

FAX 011-780-2207

メール：1.sapporokyousei.6cc@i.moj.go.jp

本誌バックナンバーは
札幌矯正管区フロントページに
掲載しております。
是非御覧ください。
フロントページQRコード▶

